

犯罪被害者等基本条例案」や、自分の町に特化条例を作りたい、という人のための道しるべとなるべく「すべてのまちに被害者条例を」を発表しました。

両冊子とも改訂を重ねて、今は第5版を発行しており、各方面から高い評価をいただいています。

条例研究会が発足した当時、特化条例を制定していたのは、47都道府県中5県、20政令市中4市、その他の市町村では1割にも満たない状態であったと記憶していますが、2022年度末ではおそらく、45都道府県、12政令市、その他の市町村でも4割に届くのではないかと考えています。

犯罪被害者にとって最も身近な市町村が、支援制度を整備することは重要なことですが、自治体ごとの力量（人的・金銭的な）に差があり、全国一律と言うことには無理があると考えていました。

そんな時、「あすの会が解散して4年だが、犯罪被害者の経済補償制度は全く進んでいない。この問題に絞って活動したいが、どう思うか」、と岡村先生から連絡をいただき、是非やりましょう、と即答したことを覚えています。

国、都道府県、市町村が役割分担を明確にし（もちろん重なる部分もある）被害者支援に取り組むことが地域間格差の無い支援に繋がることだと考えま

す。

特に経済的な支援については、自治体に委ねるには無理があります。

損害賠償の判決がでて、凶悪事件ほど支払われるケースは少ない、と聞いていますが、国が立て替えてくれれば解決する問題です。

国は、今までは民・民の問題として放置をしてきましたが、国民にとってはとても重要な問題です。

新あすの会が創立大会で決議した7項目は、私たち犯罪被害者にとっては悲願です。

実現させたいと強く願っています。

現に私も、2011年2月に確定した損害賠償判決が10年間履行されず、2020年秋から弁護士にお願いして、費用をかけて時効中断の裁判を起し、時効を10年延長する判決を勝ち取りましたが、国が立て替えて支払ってくれていれば不要なことでした。

この問題以外にも、犯罪被害者が忘れ去られていることは沢山ありますが、せめて人並みな生活が送れるように経済的な補償制度を充実させることが大切だと思います。

その実現のため、新あすの会は全力で走って行きます。

## 『会員の声』

先日、NHKの「クローズアップ現代」（2022.11.30放送）を拝見しました。岡村先生の犯罪被害者問題に取り組む姿勢は、我々犯罪被害者に希望と勇気を与えました。

私の家の事件は、今から31年前の平成3年に発生しました。当時短大1年生の最愛の娘の命を、不動産会社支店長の男に奪われました。茨城県の小貝川河川敷に遺棄されていたため、娘に面会できたのは事件後20日が過ぎておりました。変わり果てた姿に立ちすくみ、声も出ませんでした。この姿を他の人に見せることは、娘に申し訳なく、一生私の心の中に閉まっておくことに決めました。現実であるが親として受け入れられず、助けてやれなかったことを毎日仏壇の前で謝っています。

妻も精神的に不安定になり、人に会うことも拒否し、必要に応じて遠くまで車で買い物に出るようになりました。精神疾患では行政、警察等に相談す

新あすの会会員 安藤勝一

る事もできずに、途方に暮れました。体調が悪いときには、私が会社から休暇を取って付き添いながら、長いこと精神科へ通いました。

今回の新全国犯罪被害者の会（新あすの会）へも、旧あすの会同様に申し込みを致します。

私の家の事件でも、民事裁判は勝訴の判決が出ましたが、何の音沙汰もなく未回収です。不動産会社に対しても民事裁判を起しましたが、倒産しており、社長が個人的に支払うことで示談となりました。しかし、示談金300万円のうち2回で200万円の入金があって以降は音沙汰がありません。

是非、加害者が被害者に支払うべき賠償金を、国が立て替えて支払う制度の確立を望みます。また、被害者とその家族が、元の生活に戻るための生活費、医療費、精神的相談の支援、一切の費用を国が補償すべきです。